

令和4年第6回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年6月9日(木) 午後2時05分から午後2時40分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	増田 榮
	2番	鈴木 憲司
	3番	長崎 光男
	4番	野村 斗士夫
	5番	長谷川 貴子
	6番	岩井 秀喜

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 「令和3年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令和4年度栄町農業委員会活動計画」について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫 湯浅 光修

大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後2時05分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和4年第6回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、5番 長谷川貴子委員、6番 岩井秀喜委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2は、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号1及び2についてご説明させていただきます。場所については4ページをご覧ください。

はじめに、整理番号1 農地の所在は、龍角寺字東、地目は登記簿・現況共に畑、面積は1,269㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

続いて、整理番号2 農地の所在は、龍角寺字東、地目は登記簿・現況共に畑、面積は1,785㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

この整理番号1及び2は、農地の転用を伴う地上権設定を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、合わせて3,054㎡です。

転用事由は太陽光発電施設パネル1,260枚を設置するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

また、市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地にも該当いたしません。結果として、小集団の生産性の低い第2種農地(b)に該当すると判断いたします。第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接地に農地は無く、埋立ては行わず転圧をかけて整地し、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、隣接地との境にはフェンスを設置し、パネルの高さも2.7m程度として、日照・通風に配慮することから影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○6番（岩井秀喜）

申請地は、龍角寺集落内にあり、耕耘されておりました。

また、隣接地に農地は無く、問題はないと思われまます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1と整理番号2は同一事業なので一括して採決します。議案第1号 整理番号1と整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めまます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1と整理番号2については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号3について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、2ページ 議案第1号 整理番号3についてご説明させていただきます。
場所については5ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字台内、地目は登記簿・現況共に畑、面積は932㎡他2筆で合計2,869㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う地上権設定を目的として、農地法第5条の許可を申請したものです。

転用事由は、整理番号1・2と同様に太陽光発電施設パネル1,113枚を設置するものです。

つづきまして、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果ですが、本件については、先ほどの件と同様、小集団の生産性の低い第2種農地(b)に該当すると判断いたします。

また、一般基準に行きましても、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障についても、先ほどの件と同様、敷地内は転圧のみで、雨水も敷地内浸透とのことから影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○6番（岩井秀喜）

申請地は、中山胃腸科外科医院の反対側になり耕作はされておりましたが、草刈りの管理はされておりました。

また、周辺農地への影響について、問題はないと思われまます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号3を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号3については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、続いて、議案第1号 整理番号4と整理番号5については、同一事業なので一括議題として事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

議案第1号 整理番号4及び5についてご説明させていただきます。場所については6ページを、土地の利用計画は7ページをご覧ください。

はじめに、整理番号4 農地の所在は、南字下未高、地目は登記簿・現況共に畑、面積は237㎡他4筆で合計812㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

続いて、整理番号5 農地の所在は、南字下未高、地目は登記簿・現況共に畑、面積は9.32㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

この整理番号4及び5は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、合わせて821.32㎡です。転用事由は建築条件付土地分譲地を12区画建設するものです。

内訳として農地の部分に7区画、地目が宅地に5区画建設し、開発総面積は2,471.64㎡です。

それでは農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご報告いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地ではありません。現地は、南ヶ丘一丁目の隣接地で、JR小林駅から概ね700メートルに位置し、市街化が見込まれる区域内の農地と考えられ、第2種農地(a)に該当すると判断いたします。第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、周辺に農地は無く、雨水は各宅地内に雨水枡を設置し、新設の道路及び既存の町道の側溝へ接続し、汚水及び雑排水は各宅地内に公共汚水枡を設置し、新設の道路内に埋設する公共下水道管及び既存の公共下水道管に接続し排水を行うことから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は、農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（野村斗士夫）

申請地は、南ヶ丘一丁目の隣接地になります。以前は借家が建っておりましたが、建物は解体され更地の状態でした。

また、隣接地に農地は無く、事務局からの説明のとおり問題はないと思われま

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号4と整理番号5は同一事業なので一括して採決します。議案第1号 整理番号4と整理番号5を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号4と整理番号5については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号「令和3年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令和4年度栄町農業委員会活動計画」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

本件は、令和3年度に作成した栄町農業委員会活動計画の点検と評価を行うとともに、令和4年度の栄町農業委員会の活動計画を策定するものでございます。

この計画は、農業委員会の適正な事務指針の中で策定が義務づけられておりまして、毎年度策定するものでございます。

それでは「令和3年度の当農業委員会の活動の点検・評価について」から説明させていただきます。

はじめに、8ページ、令和4年3月31日現在の「I農業委員会の状況」ですが、耕地面積等の面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、耕地及び作付面積統計や農林業センサスに基づいた数値となっておりますのでご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成28年4月より新制度に基づく体制となっており、農業委員8名、農地利用最適化推進委員10名の体制で活動していた

だいております。

次に、9ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、1現状及び課題に記載した令和3年4月現在のこれまでの集積面積は、488haで、集積率は34.4%となっております。

続いて、2令和3年度の目標及び実績は、集積目標面積493haに対して、集積実績が488haとなり、99.0%の達成状況になりました。

続いて、3目標の達成に向けた活動ですが、主な活動として、請方地区等の関係者と話し合いを重ねながら、担い手農家への担い手への農地の利用集積・集約化推進、土地改良区の会議に参加して農地中間管理事業の説明、農業委員、農地利用最適化推進委員の方に対しての研修会などを行ったものでございます。

続いて、4目標及び活動に対する評価ですが、請方地区等を中心に農地中間管理事業を活用した集積を進め、年間の目標面積48haに対して、集積実績が約43haとなり、概ね目標に近い集積面積となりました。

次に、10ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、2令和3年度の目標及び実績欄をご覧ください。参入目標1経営体に対し、3経営体が新たに参入しました。

続いて、3目標の達成に向けた活動ですが、農業委員・推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行うとともに、年間を通じて町農政部局と連携して参入を希望する者に対し支援を続けております。

続いて、4目標及び活動に対する評価ですが、町農政部局と連携して目的達成に向けて認定新規就農者の推進を図っていく必要があると考えております。

また、引き続き、農業委員や推進委員の皆さんに地域の情報収集にご尽力をお願いしたいと考えております。

次に、11ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、令和3年4月現在の遊休農地面積が24.0haあり、令和3年度の解消目標面積をその1割の2.4haとしましたが、解消面積は1.2haで、達成状況は50.0%でした。遊休農地を解消した面積は1.2haありましたが、新規に1.1haの遊休農地が発生し、全体では0.1haの減少となり、令和3年度末の遊休農地面積は23.9haとなりました。

続いて、3目標達成に向けた活動については、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、8月から農地利用状況調査からスタートし、利用意向調査、農地パトロールなどを行いました。

続いて、4活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要であると考えております。

次に、12ページ、「Ⅴ違反転用への適正な対応」ですが、令和3年4月現在の違反転用面積は0.1haとなっております。3活動計画・実績及び評価ですが、活動としまして、リーフレットの配布や印旛農業事務所と合同のパトロール等を実施したところです。

今後も違反転用の監視活動を継続するとともに、農地所有者への直接的な啓発を行うことが必要と考えております。

次に、13ページ、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、1農地法第3条に基づく許可事務が7件の申請がありまして、全て許可しております。

審議結果等の公表は、議事録に記載のうえホームページで公表しております。

処理期間については、標準処理期間30日のところを平均19日で処理した結果となっております。

2農地転用に関する事務については、5件を処理し、審議結果等の公表は、同様に議事録に記載のうえホームページで公表しております。

処理期間については、標準処理期間60日のところを平均18日で処理した結果となっております。

続いて、14ページ、3農地所有適格法人からの報告の対応ですが、町には5法人ございまして、うち1法人から報告書の提出がありました。報告書を提出しない法人については、引き続き電話や文書により提出を求めているところでございます。

4 情報の提供等については、記載のとおり賃借料情報については町ホームページでの公表と事務局窓口で提示をしております。

また、権利移動等の件数は事務局窓口で情報提供しております。

続いて、15ページ、「Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、記載されている項目についての要望・意見はありませんでした。

また、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」についてですが、総会の議事録の公表や活動計画の点検・評価の公表は、ホームページで公表しております。

続きまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

はじめに、16ページ、令和4年4月1日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、先ほど令和3年度の点検・評価で説明した内容と同じになり、1農業委員会の現在の体制については、記載のとおりです。

2農家・農地の概要につきましては、統計や農林業センサスなどに基づいた数値を記載しております。

次に、17ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」ですが、(1)農地の集積の①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。令和4年度の目標集積面積は、536haで昨年度同様に新たに48haを集積するという計画にしております。

この目標面積については、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針」と整合性を図るものでございます。

(2)遊休農地の解消①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。令和4年度の緑区分の遊休農地面積は、6haに対し1haを解消するという計画にしております。

また、黄区分の遊休農地面積は、18haの遊休農地面積になります。イ新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標は、該当がないので0haとしております。

続いて、18ページ、(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題については、記載のとおりです。

②目標欄をご覧ください。目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均1割の0.1haを目標としております。

2最適化活動の目標として、1人当たりの活動日数を月1日の目標としております。

(2)活動強化月間の設定は、取組時期は8月から11月とし、取組項目は遊休農地の解消を目標としております。

最後に、(3)新規参入相談会への参加は、1回とし参加者数は1名を目標とします。開催時期は8月から11月とし農地利用状況調査の際に実施していただくように目標としております。

以上、説明とさせていただきますが、令和4年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、私からいいですか。12ページの違反転用0.1haとありますが主な場所はどこですか。

○事務局(青木秀直)

10年そば屋さんの店の前の水田を埋め立てたところなどが主な違反転用地です。

○議長（宮本敏郎）

わかりました。

○議長（宮本敏郎）

他にございませんか。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第2号「令和3年度栄町農業委員会の点検・評価」及び「令和4年度栄町農業委員会活動計画」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、19ページ 報告第1号 について、ご説明させていただきます。

場所については、20ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりとなり、申請地は、安食字堀口、地目は登記簿・現況共に畑、面積は111㎡です。転用目的は駐車場用地で、受理年月日は令和4年5月26日でございます。本件は、市街化区域内の農地について、所有権の移転を伴う駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものでございます。

農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第2号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、21ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、22ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より令和4年5月11日付けで照会があった件について、令和4年5月17日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、安食字堀口、登記簿が畑、面積が732㎡になります。

令和4年5月16日に鈴木委員、日暮推進委員及び事務局で現地調査をしてまいりました。現況は竹や樹木が群がって生えており、航空写真や税務課の課税資料からも過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第6回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後2時40分閉会